

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第2区分  
 【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公開番号】特開2012-37875(P2012-37875A)  
 【公開日】平成24年2月23日(2012.2.23)  
 【年通号数】公開・登録公報2012-008  
 【出願番号】特願2011-148186(P2011-148186)  
 【国際特許分類】

G 0 3 G 15/02 (2006.01)

F 1 6 C 13/00 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 15/02 1 0 1

F 1 6 C 13/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月30日(2014.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電性の支持体と、表面層である弾性層とを有する帯電部材であって、  
 該弾性層は、電子線の照射によって硬化された領域を表面に有しており、  
 該硬化された領域は、球状粒子を該弾性層の表面に露出した状態で支持し、それにより  
 該表面が粗面化されており、

該球状粒子は、球状シリカ粒子、球状アルミナ粒子および球状ジルコニア粒子からなる  
 群から選ばれる少なくとも一つの球状粒子であることを特徴とする帯電部材。

【請求項2】

前記球状粒子の長さ平均粒子径が2 μm以上、80 μm以下である請求項1に記載の帯電部材。

【請求項3】

前記弾性層が単層であって、かつ、唯一の弾性層であり、該弾性層の厚みが0.8 mm以上、4.0 mm以下である請求項1または2に記載の帯電部材。

【請求項4】

前記弾性層における硬化された領域の厚みが、前記球状粒子の長さ平均粒子径の0.5倍以上である請求項2または3に記載の帯電部材。

【請求項5】

前記弾性層における硬化された領域の厚みが、前記球状粒子の長さ平均粒子径以上、200 μm以下である請求項4に記載の帯電部材。

【請求項6】

前記弾性層が、前記弾性層における硬化された領域を、前記弾性層の表面部分のみに有する請求項1～5の何れか一項に記載の帯電部材。

【請求項7】

請求項1に記載の帯電部材の製造方法であって、  
 (1) 前記支持体上に、前記球状粒子を含むゴム層を形成する工程と、  
 (2) 該ゴム層の表面を研磨して該球状粒子の一部を露出させる工程と、  
 (3) 該工程(2)によって得た、該球状粒子の一部が露出した該ゴム層の表面に電子

線を照射することによって、表面を硬化させて前記弾性層を形成する工程と、を含むことを特徴とする帯電部材の製造方法。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載の帯電部材と、  
該帯電部材に接触配置され、該帯電部材によって帯電可能な被帯電体と、を有することを特徴とする電子写真装置。